

### ※特例退職被保険者制度へ加入お手続きをされる皆様へ

令和6年2月21日開催のKDDI健康保険組合にて、厳しい財務状況を踏まえ、当組合が実施する特例退職被保険者制度について認可取消（制度廃止）の検討を開始することが承認されました。

今後、厚生労働省へ認可取消の申請を行い、認可頂く必要がある為、明確な廃止時期は現在のところ未定となっており、少なくとも1年以上の時間を要する見込みです（令和6年3月時点）。

つきましては、これから特例退職被保険者制度へ加入される方につきましては、将来的に制度が廃止される可能性があることをご認識いただき、加入申請を行っていただきますようお願いいたします。

廃止が決定した場合、制度廃止以降は、国民健康保険へご加入いただくこととなります。任意継続制度へ加入することはできませんのでご了承ください。

## 特例退職被保険者制度のご案内

1. 加入要件と申請期限
  2. 加入期間
  3. 申請方法
  4. 払込取扱票（納付書）の送付
  5. 被保険者証の交付
  6. 資格の喪失（脱退）
  7. 保険料額
  8. 保険料の納付方法・納付区分・納付期限日
  9. 健康保険組合への届出
  10. 保険給付
  11. 保健事業の利用
  12. 資格喪失後の受診
- 別紙 Q&Aあり

令和6年4月改定版

KDDI健康保険組合

〒102-8460 東京都千代田区飯田橋3-10-10

<https://www.kddikenpo.or.jp/>

## 1. 加入要件と申請期限

- ① 加入要件（**a～c 全てに該当している方がご加入可能です**）
- a) KDDI 健康保険組合における被保険者期間が20年以上あること、または40歳以降の被保険者期間が10年以上あること（任意継続被保険者制度加入期間を含む）
  - b) 後期高齢者医療制度の対象者（75歳以上・障害認定を受けた65歳以上の後期高齢者医療制度の対象者）でないこと
  - c) 国から支給される老齢厚生年金の受給権が発生していること  
※老齢厚生年金を受給できる年齢に到達しており、かつ実際に老齢厚生年金を受給（請求）していること（特別支給の老齢厚生年金も含む）

### 重要

- 特例退職被保険者制度**の保険料と**任意継続被保険者制度**の保険料を比較し、負担の少ない方の制度をご選択いただくことをおすすめしております。
- 令和6年2月21日開催のKDDI健康保険組合会にて、厳しい財務状況を踏まえ、当組合が実施する**特例退職被保険者制度**について認可取消（制度廃止）の検討を開始することが承認されました。  
今後、厚生労働省へ認可取消の申請を行い、認可頂く必要がある為、**明確な廃止時期は現在のところ未定**となっており、少なくとも1年以上の時間を要する見込みです（令和6年3月時点）。  
つきましては、これから**特例退職被保険者制度**へ加入される方につきましては、将来的に制度が廃止される可能性があることをご認識いただき、加入申請を行っていただきますようお願いいたします。  
廃止が決定した場合、制度廃止以降は、国民健康保険へご加入いただくこととなります。任意継続制度へ加入することはできませんのでご了承ください。

- ★任意継続被保険者制度の保険料計算の基礎となる標準報酬月額が不明である場合は、直近の給与明細書などをご確認をいただくか、お勤めだった会社様へご照会ください。
- ★任意継続被保険者制度2年満了後、期限内に手続きを行えば特例退職被保険者制度への加入が可能です（令和6年4月時点）。特例退職被保険者制度の加入要件を満たしている方につきましては、任意継続被保険者制度2年満了日が近くなりましたら、満了通知とともに特例退職被保険者制度のご案内等をご自宅に送付します。
- ★任意継続被保険者制度は2年間、特例退職被保険者制度は75歳の誕生日の前日まで加入が可能です（令和6年4月時点）が、「加入期間・保険料」以外に違いはございません。

## ② 申請期限

◆退職後加入する場合は、会社を退職した日の翌日（被保険者資格を失った日）から20日以内（健康保険組合必着）

◆任意継続期間満了後に加入する場合は、期間満了日の翌日から20日以内（健康保険組合必着）

◆国民健康保険に加入中で、年金証書到着により加入する場合は、年金証書の到着日から3ヶ月以内（健康保険組合必着）【3ヶ月を過ぎると加入できません】

この場合は、健康保険特例退職被保険者資格取得申請書の受理日が資格取得日となりますので、早めにお手続きをお願いします（国民健康保険に加入されている場合には、特例退職被保険者の資格取得日以降、脱退のお手続きが必要です）。

## 2. 加入期間

特例退職被保険者の資格を取得した日から75歳の誕生日の前日までです。（令和6年4月時点）

## 3. 申請方法

次の書類を準備のうえ、健康保険組合にご提出ください。※郵送受付のみ

<提出先>

〒102-8460

東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー32F

KDDI健康保険組合 特例退職担当あて

<①必須書類>

●健康保険特例退職被保険者資格取得申請書

●住民票の**原本**（市区町村発行・交付日から3ヶ月以内・個人番号（マイナンバー）記載あり）

- a. 申請する家族（被扶養者）がいらっしゃらない場合は、本人のみの住民票
- b. 申請する家族（被扶養者）が同居の場合は、世帯全員の住民票（続柄記載のもの）
- c. 申請する家族（被扶養者）が別居の場合は、本人の住民票および別居先の世帯全員の住民票（続柄記載のもの）

●国民年金・厚生年金保険年金証書のコピー（日本年金機構発行）

**★次ページに年金証書見本あり★**

年金裁定請求中の場合は、所轄の年金事務所の受付日付印を押してもらった年金請求書のコピー

※「年金証書」を受領後、コピーを健康保険組合へご提出ください。

<② 申請する家族がいる場合の必須書類> ※必要に応じて

●申請する家族（被扶養者）の最新年度の所得（課税・非課税）証明書の**原本**

※**16歳以上必須**（市区町村発行・交付日から3ヶ月以内・**年金受給者**は年金額のわかる振込通知書のコピーもご提出ください）

※収入がない方でもご提出が必要です。

※源泉徴収票での代用は不可です。

●申請する家族（被扶養者）が別居の場合は、本人（被保険者）からの送金証明直近3ヶ月分（通帳のコピー等） ※手渡し不可

<③ 他の健保から加入する場合の必須書類> ※必要に応じて

●健康保険資格喪失証明書

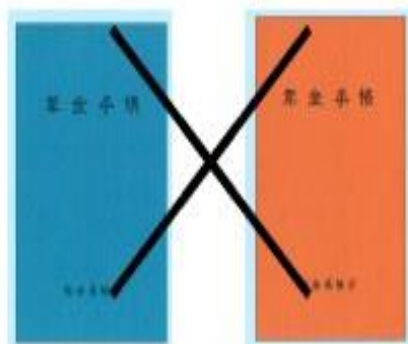
※**KDDI健康保険組合の加入者および国民健康保険の加入者は必要ありません**

<参考> [国民年金・厚生年金保険年金証書のコピー（日本年金機構発行）](#)

「年金証書」の見本です。



添付いただくのは「年金証書」のコピーです。  
「年金手帳」ではありません。



**【提出方法について】**

送付の際は、特定記録郵便や簡易書留など追跡記録が確認できる郵便でお送りいただくことを**強く推奨**いたします。社内便や普通郵便など追跡記録の確認できない郵便でお送りいただいた場合の到着遅延や不着等のトラブルにつきましては、当組合では一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

## 4. 払込取扱票（納付書）の送付

### 【当健康保険組合加入事業所を退職後に加入する方】

健康保険組合では、事業主様からの資格喪失の届出および本人（被保険者）様からの申請書類を受理次第、払込取扱票（納付書）を特定記録で送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口で保険料を納付期限日までに納付してください。

### 【当健康保険組合以外の事業所を退職、または年金証書到着による加入の方】

健康保険組合では、本人（被保険者）様からの申請書類を受理次第、払込取扱票（納付書）を特定記録で送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口で保険料を納付期限日までに納付してください。

## 5. 被保険者証の交付

当組合にて、加入開始月の保険料（初回保険料）の入金が確認でき次第、ご自宅宛に被保険者証を簡易書留で送付します。

なお、被保険者証が送付されるまでの間に、医療機関を受診する場合には、被保険者証の切り換え中である旨をお伝えいただき、医療機関の指示に従っていただくようお願いいたします。負担した医療費の精算（払い戻し）につきましては、被保険者証を受け取った後に、医療機関もしくは当組合へ行っていただくことになります。

## 6. 資格の喪失（脱退）

次のいずれかに該当した場合は、特例退職被保険者の資格が喪失（脱退）となります。

なお、以下の理由以外での脱退はできません。

③・④・⑨に該当の場合は、「健康保険特例退職資格喪失申出書」などが必要です。書類は当組合ホームページより印刷が可能です。

また、②、⑤、⑥、⑦に該当する場合は、別途届出が必要となりますので、KDDI 健保へご連絡ください。

- ① 後期高齢者制度の適用を受ける満75歳になったとき
- ② 65歳以上75歳未満で寝たきり等、市区町村の障害認定を受け後期高齢者制度の適用となったとき
- ③ 就職して他の健康保険の被保険者となったとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 海外に居住するようになったとき（日本国内での住民票を抹消したとき）
- ⑥ 生活保護を受けるようになったとき
- ⑦ 被用者保険の被扶養者になったとき

- ⑧ 保険料を納付期限日までに納付しなかったとき
- ⑨ 特例退職被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、当組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき

## 7. 保険料額

※令和6年度の保険料率は、

健康保険料率が9.8%、介護保険料率が1.96%です。

保険料額は、KDDI健康保険組合の前年9月末の平均標準報酬月額範囲内で決定した標準報酬月額に、保険料率を乗じて求められます。

令和6年度の標準報酬月額は、340千円（全員一律）となります。

会社在职中は保険料を事業主と本人（被保険者）、それぞれ折半で負担をしていましたが、「特例退職被保険者」になりますと、事業主の負担がなくなるため、本人（被保険者）が保険料の全額を負担することになります。

### <介護保険料について>

40歳から64歳までの本人（被保険者）または家族（被扶養者）がいる場合は、介護保険料を当組合へ納付していただく必要があります。

また、介護保険料の納付の要否は、40歳から64歳までの加入者の有無のみで判定されますので、40歳から64歳までの加入者が2人以上いる状態で、その人数が1人増減しても金額に変更はありません。

◆介護保険料の納付が必要となるケース（一例）※納付する金額はすべて同じです

- ・本人（被保険者）が65歳、家族（被扶養者）が60歳の場合
- ・本人（被保険者）が60歳、家族（被扶養者）が65歳の場合
- ・本人（被保険者）が60歳、家族（被扶養者）が60歳の場合

- ① 40歳から64歳までの本人（被保険者）または家族（被扶養者）がいる場合、介護保険料を納付していただきます。

標準報酬月額×保険料率	1ヶ月	前納6ヶ月	前納1年
健康保険料+介護保険料 340,000円×11.76%	39,984円	237,178円	469,752円



- ② 40歳から64歳までの本人（被保険者）または家族（被扶養者）が**いない場合、介護保険料は納付しません。**

標準報酬月額×保険料率	1ヶ月	前納6ヶ月	前納1年
健康保険料 340,000円×9.8%	33,320円	197,649円	391,460円

## 8. 保険料の納付方法・納付区分・納付期限日

### (1) 納付方法

#### 【ゆうちょ銀行からの引落しを希望する方】

保険料納付取扱金融機関は、**ゆうちょ銀行（郵便局）のみ**となりますので、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」のゆうちょ銀行口座記入欄（本人（被保険者）名義の口座に限る）のご記入をお願いします。

**加入申請後に所定の「自動払込利用申込書」を送付しますので、最寄りのゆうちょ銀行（郵便局）窓口でお手続きください。**

#### 【ゆうちょ銀行からの引落しを希望しない方】

当組合よりお送りする払込取扱票（保険料納付書）は、初めにお送りするもののみとなります。**それ以外の月の払込取扱票（保険料納付書）はお送りいたしませんので、ご自身で振り込みを行っていただく必要があります。**

### (2) 納付区分

#### 【毎月払い】

原則、最初の2ヶ月間は払込取扱票（納付書）にて納付、3ヶ月目以降はゆうちょ銀行口座からの自動引落となります。

#### 【1年払い】

原則、「加入月」と「加入月の翌月から加入年度末（3月分）まで」をそれぞれ払込取扱票（納付書）にて納付、翌年度（4月分）以降は自動引落となります。

#### 【半年払い】

原則、「加入月」と「加入月の翌月から加入年度の9月分（もしくは加入年度末（3月分））までをそれぞれ払込取扱票（納付書）にて納付、加入年度の10月分（もしくは加入した翌年度（4月分））以降は自動引落となります。

### (3) 納付期限日

納付方法		納付期限日(引落日) ※10日が土・日・祝日の場合は翌営業日
毎月払い	毎月	毎月10日
1年払い	4月～翌年3月分	3月10日
半年払い	4月～9月分	3月10日
	10月～翌年3月分	9月10日

※残高不足により、保険料の引落ができない場合は、納付期限日の翌日に資格喪失(脱退)となりますので、ご注意ください。(6. 資格の喪失(脱退) ⑧の場合に該当)

## 9. 健康保険組合への届出

次の場合には、健康保険組合に届出が必要です。詳細は当組合ホームページをご確認ください。

- ① 就職により被保険者となったとき
- ② 氏名、住所を変更したとき
- ③ 家族(被扶養者)に異動が生じたとき
- ④ 市区町村等の医療費助成を受けるようになったとき
- ⑤ 第三者の行為により生じた疾病、負傷(交通事故等による)を治療するとき  
※所定の書類を提出していただくことになりますので、必ずご連絡ください。

## 10. 保険給付

従来どおりの給付が受けられます。(継続給付でない傷病・出産手当金を除く)

特例退職被保険者の資格取得後、給付の対象となった場合は、「健康保険特例退職被保険者資格取得申請書」にご記入いただきましたゆうちょ銀行口座へ給付金をお支払いいたします。なお、ゆうちょ銀行口座からの保険料引落しをされない場合、資格取得後における給付金(医療費に係るもの)が発生しても自動給付されません。詳細については給付担当までご連絡ください。

### 11. 保健事業の利用

当健康保険組合の各種保健事業は、従来どおりご利用いただけます。

### 12. 資格喪失後の受診

当組合の資格喪失後に保険診療や健康診断を受けた場合、当組合負担額を返還していただくことになります。

ご不明な点はKDDI健康保険組合(Tel03-5212-3311)へご連絡ください



# Q&A

## 目次

① 加入に関する質問

② 保険料に関する質問

③ 添付書類に関する質問

④ 健康保険証に関する質問

⑤ 加入後、脱退のお手続きに関する質問

## ① ▲加入に関する質問▲

Q1 任意継続被保険者制度（以下、任意継続）と特例退職被保険者制度（以下、特例退職）、いずれも加入要件を満たしています。

特例退職へ加入を希望していたのですが、任意継続へ加入するよう案内されましたが何故ですか。

特例退職の加入要件を満たしている方は、任意継続と保険料を比較し、お安い方への加入をご案内しております。

なお、両制度は、保険料や加入期間以外に違いはございません。

また、任意継続2年間満了後、改めてお手続きを行っていただきますと特例退職へご加入が可能です。（令和6年4月時点）

Q2 現時点で老齢厚生年金の受給可能年齢に到達していないが、繰り上げ請求を行った場合、受給権発生の要件を満たしますか。

満たします。繰り上げ請求を行った場合は、所轄の年金事務所の受付日付印を押してもらった年金請求書のコピーを添付していただき、後日、年金証書が届きましたらコピーを当組合へご提出ください。

Q3 報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給している場合でも、受給権発生の要件を満たしますか。

満たします。

Q4 現時点で老齢厚生年金の受給可能年齢に到達しておらず、繰り上げ請求の予定もありませんが、数年後、受給可能年齢に到達したら受給権発生の要件を満たしますか。

満たします。

Q5 特例退職加入後、再就職したため脱退したが、再就職先を退職しました。再度、特例退職へ加入ができますか。

できます。（令和6年4月時点）

※お手続きされる前に、再就職先の健康保険の任意継続保険料やお住まいの市区町村の国民健康保険料と比較してから再加入をご検討ください。

## ② ▲保険料に関する質問▲

### Q6 特例退職加入中に、保険料が変わることはありますか。

特例退職保険料は、「保険料率×当組合の平均標準報酬月額」で計算した金額となります。標準報酬月額とは、在職中の毎月の給与支給額を一定の範囲に当てはめたものであり、当組合加入者の前年9月末時点の平均額を計算に用います。保険料率・当組合の平均標準報酬月額ともに、年度ごとに見直しが行われますので、それぞれの変更により保険料が変わる場合があります。

したがって、ご自身の収入は保険料の計算に一切関係がないため、前年の収入が無い場合でも、加入2年目から保険料が安くなるということもありません。

【★ご参考までに】国民健康保険は、前年の収入に応じて保険料が決定します。そのため、特例退職へ1年加入後、再度保険料の比較を行い、国民健康保険の方が安い場合は、国民健康保険へお切り替えされる方もいらっしゃいます。

### Q7 特例退職の保険料は一律とのことですが、どのように算出しているのですか。

当組合に加入している、前年9月末時点での全在籍者の標準報酬月額の平均額の範囲内で決定した標準報酬月額に保険料率を乗じて求められます。

### Q8 保険料の支払い方法は、口座引落のみですか。

また、口座引落はゆうちょ銀行以外の金融機関を指定することは可能ですか。

口座引落以外に、ご自身で当組合指定口座へ直接お振込みも可能です。口座引落はゆうちょ銀行のみとなっております。

### Q9 加入途中で、納付方法（振込⇔口座引落）を変更することはできますか。

できます。変更を希望される場合は、当組合までご連絡ください。

### Q10 年度の途中で、納付区分（毎月払い・半年払い・1年払い）を変更することはできますか。

毎月払い・1年払いの方は年度途中での変更はできません。変更をご希望の場合は、毎年2月中旬ごろにお送りする次年度の保険料案内に同封しております納付区分変更届にて、お手続きをお願いします。

半年払いの方につきましては、年度途中である10月以降の保険料を、毎月払いへ変更することができます。変更をご希望の場合は、毎年8月中旬ごろにお送りする下期の保険料案内に同封しております納付区分変更届にてお手続きをお願いします。

なお、半年払いから1年払いへの変更につきましては、毎年2月中旬ごろにお送りする次年度の保険料案内に同封しております納付区分変更届にて、お手続きをお願いします。

Q11 初回保険料の払込取扱票（納付書）が届きました。それぞれ納付期限が記載されていますが、一度にまとめて振込みしてもよいですか。

金額に誤りがないようお振込みしていただければ、**合算しても問題ございません。**

Q12 特例退職加入後、再就職先での健康保険加入が決まった場合、保険料は還付されますか。

再就職先の健康保険加入月（＝特例退職の資格喪失（脱退）月）以降に保険料のお支払いがある場合につきましては、**還付いたします。**

就職に伴い、特例退職を脱退する場合は、「健康保険特例退職被保険者資格喪失申出書」などのご提出をお願いしております。当組合へご提出の確認が取れ次第、保険料の還付が発生した場合は、**別途、還付請求書を発送いたしますので、ご記入の上、当組合へご返送ください。**

Q13 特例退職へ加入しましたが、加入した月中に再就職先の健康保険への加入が決まっています。この場合についても保険料は還付されますか。

法令上、保険料は日割り計算となりません。そのため、**取得（＝加入）月と喪失（＝脱退）月が同月の場合、保険料は還付することができません。**

### ③ ▲添付書類に関する質問▲

Q14 加入を申請する家族がいます。添付する「所得証明書」について、市区町村（役所）で、「所得証明書」「課税（非課税）証明書」という名称の書類はないと言われましたが、何を提出すればよいですか。

「住民税証明書」「都民税・区民税証明書」「市民税・県民税証明書」等、**自治体により名称が異なります。**申請時点で取得できる最新年度の証明書で、**課税所得金額（給与・公的年金は収入金額と所得金額）が記載されたもの**を取得し、ご提出ください。

Q15 申請する家族が無職無収入であるが、所得（課税・非課税）証明書の提出は必要ですか。

**収入の有無に関わらず、提出が必要です。**

Q16 所得（課税・非課税）証明書ではなく、源泉徴収票のコピーでもよいですか。他の書類で代用できないでしょうか。

**源泉徴収票は認められません。**給与以外の収入（営業所得・不動産所得・配当所得等）の有無が確認できないためです。

#### ④ ▲健康保険証に関する質問▲

Q 1 7 特例退職へ加入した場合、現在使用している健康保険証は、そのまま使用できますか。

使用できません。特例退職者用に新しく健康保険証を交付いたします。

Q 1 8 手元に健康保険証がない期間が発生しますが、健康保険証の代わりとなるものを交付していただけますか。

交付しておりません。医療機関を受診する場合は、被保険者証の切り換え中である旨をお伝えいただき、医療機関の指示に従っていただくようお願いいたします。負担した医療費の精算（払い戻し）につきましては、被保険者証を受け取った後に、医療機関もしくは当組合へ行っていただくことになります。

Q 1 9 先日、初回保険料を振込みました。健康保険証はどのくらいで届きますか。

初回保険料をお振込みいただきますと、振込日の翌営業日に当組合で入金の確認が取れます。入金確認を行った当日にご自宅へ健康保険証を簡易書留にて発送しております。

Q 2 0 在籍中に使用していた健康保険証はどこへ返却するのですか。

事業所のご担当者様へご返却となります。当組合ではございませんのでご注意ください。

#### ⑤ ▲加入後、脱退のお手続きに関する質問▲

Q 2 1 加入途中で、国民健康保険へ切り替えはできますか。

できます。ご希望の方は、「健康保険特例退職被保険者資格喪失申出書」（当組合ホームページより印刷可）をご提出ください。

ご提出後、当組合より資格喪失通知書・健康保険資格喪失証明書を発送いたしますので、その書類で国民健康保険の加入手続きをお住まいの市区町村で行ってください。当組合の資格喪失日以降に、健康保険証をご返却いただくことになります。

※健康保険証は、「健康保険特例退職被保険者資格喪失申出書」をご提出された月の月末まで有効。翌月 1 日資格喪失となります。

Q 2 2 加入途中で、再就職先での健康保険加入が決まった場合、どのような手続きが必要でしょうか。

「健康保険特例退職被保険者資格喪失申出書」・就職先で交付された新しい健康保険証のコピー（本人分のみ）・当組合が交付している健康保険証原本（家族分含む）を全て揃った時点で当組合へご提出ください。